

横浜市役所アトリウム等 施設利用マニュアル

横浜市役所アトリウム運営事務室

(2021年4月20日)

1. 施設コンセプト	P.1
2. アトリウム等施設概要	P.2
3. 利用申し込み	P.4
4. 運営管理責任	P.8
5. 禁止・制限行為	P.9
6. 施設の使用開始・使用終了	P.11
7. 催物案内	P.13
8. インターネット環境	P.13
9. 中継・撮影	P.13
10. 搬入・搬出	P.14
11. 防火・防災及び事故等の防止について	P.17
12. レイアウト作成にあたって	P.18
13. 施工時の注意事項	P.19
14. 防災対象物品	P.20

1. 施設コンセプト

当施設のコンセプト（活用基本方針）は、以下のとおりです。

【市庁舎低層部の活用基本方針】（「横浜市庁舎管理規則第22条1項」より）

- （ア）みなとみらい21地区、関内地区等の結節点に位置する立地の特性を生かし、新たなにぎわいの創出及び都心臨海部全体の活性化に資すること。
- （イ）横浜の歴史、文化等の特色を大切にし、横浜らしさの発信を促進すること。
- （ウ）市と市民又は企業その他の団体との協働及び共創の場とし、豊かな市民力の発揮及び地域経済の活性化に資すること。
- （エ）来庁者及び職員の利便等に資すること。

なお、使用の可否は、本施設の活用基本方針に適合するかどうか、また、横浜市役所アトリウム等の使用許可基準を満たすかどうかの観点から、決定いたします。（仮予約時に簡易審査を行いますが、最終的には、許可申請の時点で、横浜市において審査の上、決定いたします）

当施設をご利用いただける方は、法人その他の団体となります。

以下の方は、ご利用いただけません（使用許可の申請の際、これらに該当しないことを誓約していただきます）

- ・ 破産手続、会社更生手続、民事再生手続その他類似の手続の開始決定がされ、特別清算手続その他の清算手続が開始され、又は手形取引停止処分がなされている状況にある者
- ・ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第8条第2項第1号の処分を受けている団体
- ・ 横浜市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員と密接な関係を有すると認められる者
- ・ 神奈川県暴力団排除条例第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者
- ・ 過去の実績等に照らして、横浜市役所アトリウム等について使用許可の申請書に記載された用途に応じた適正な維持保全又は運営を行うことが困難であると認められる者

2. アトリウム等施設概要

1) 使用可能日・使用時間

閉庁日等の全館休館日や保守点検日を除き、ご利用いただけます。
催事等の開催は、原則として午前9時から午後9時までとします。

2) 貸出区分

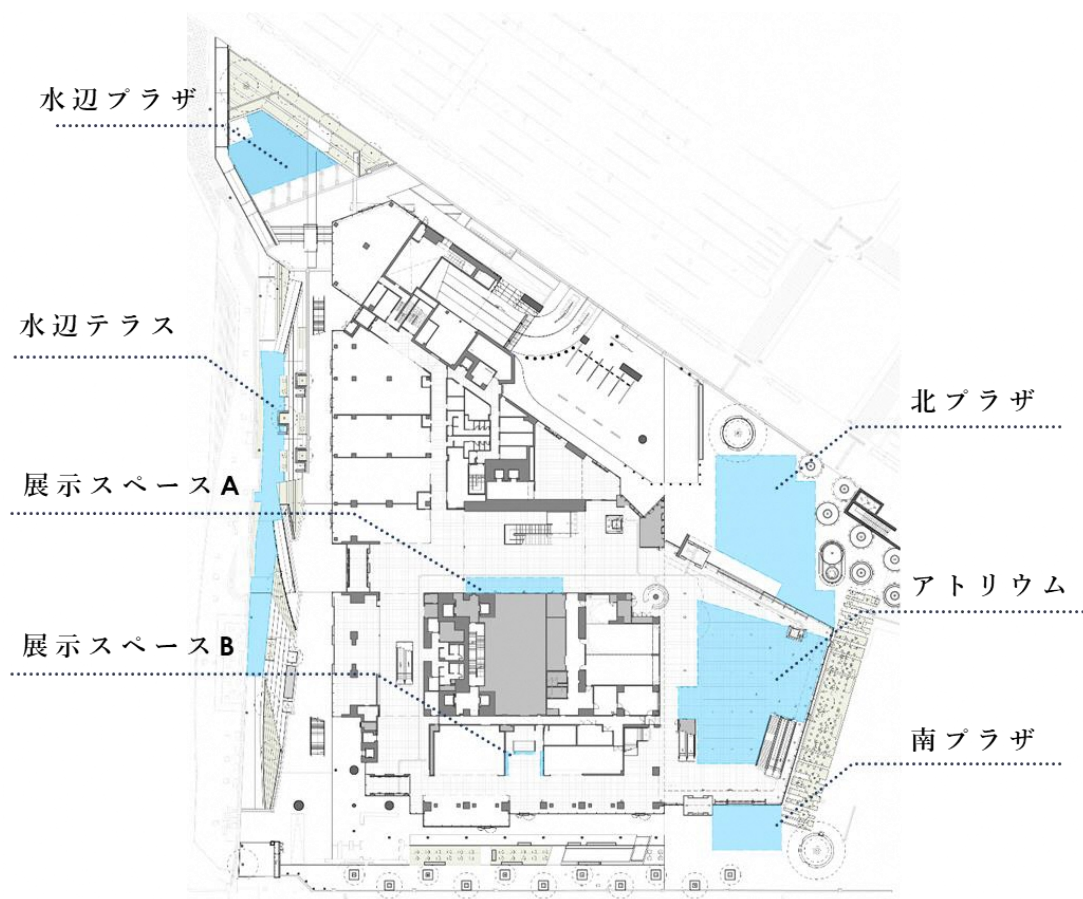
- 平日は下表のA～Dの4区分、土日祝日は全日利用のみとします。
- 利用時間には、準備、片付け等の一切の時間を含まず、利用者が許可を得た時間を超過した場合には、超過分の使用料をいただきます。(最大料金は、使用料の日額となります)
- 9時00分以前、又は、21時00分以降の延長については、事前に横浜市から許可を受けた範囲で可能とします。

平日	A	9時00分～12時00分
	B	12時00分～15時00分
	C	15時00分～18時00分
	D	18時00分～21時00分
土日祝日	9時00分～21時00分	

- アトリウム以外の外構や多目的スペースを単独で利用する場合は上記以外の区分でもご利用いただけますので、詳細は当施設運営者にご相談ください。

3) 使用可能範囲

当施設の使用可能箇所及び面積は、以下のとおりです。



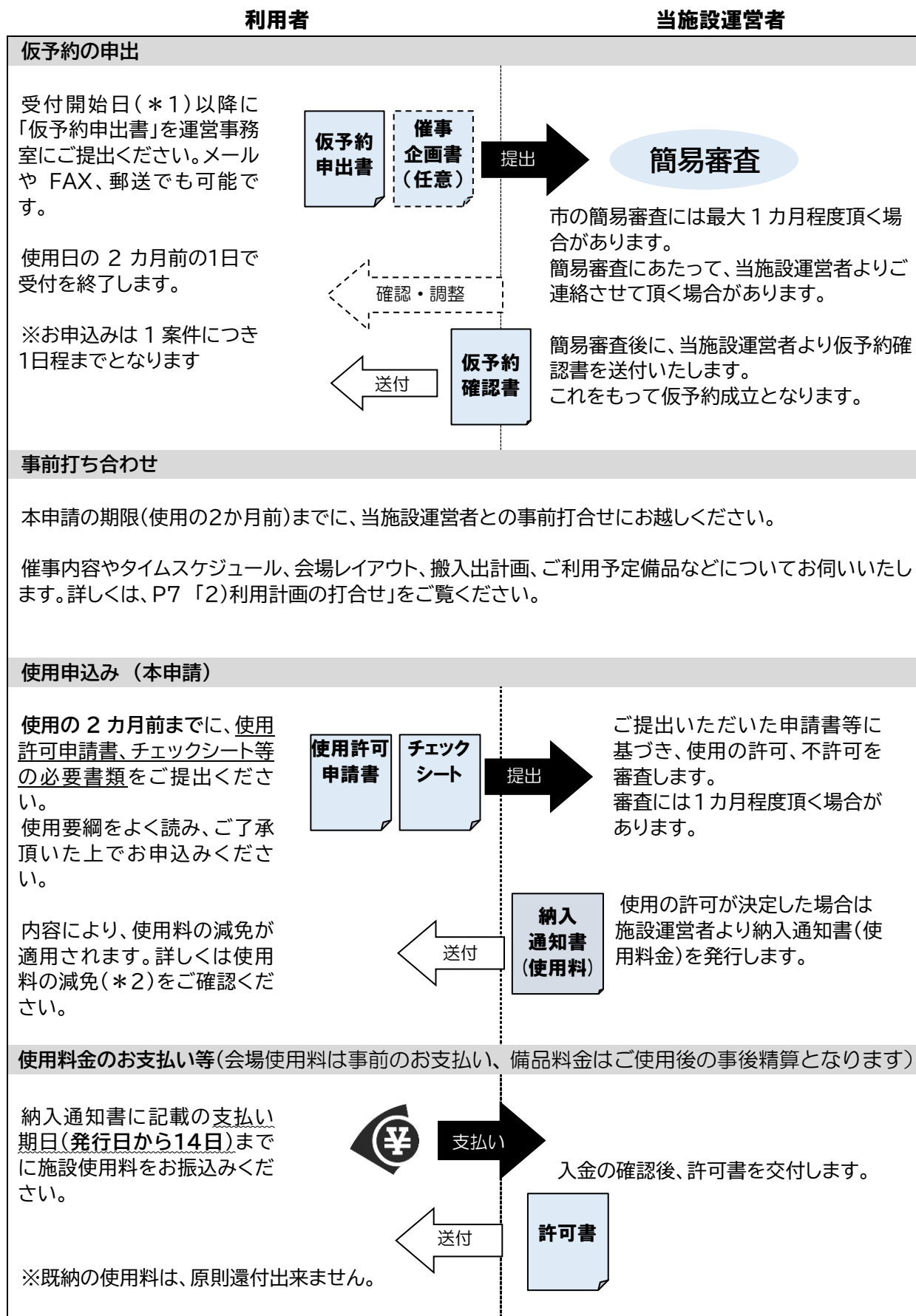
アトリウム	
アトリウム	545.3㎡ 消防定員 300名 天井高 20m 昇降バトン3本 可動ステージ 利用者控室あり、展示スペースA・市民協働推進センター（スペース）同時利用可能
イメージ	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>正面</p>  <p>控室</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>北側より南側を望む</p>  <p>市民協働推進センター（スペース）</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>南側より北側を望む</p>  </div> </div>
※アトリウムでは、展示のみのイベント、無観客での配信のみのイベント、関係者向けのクローズドイベントなどは行うことができません。	

外構	
北プラザ	431.9㎡ 車両乗り入れ可能（2t車程度まで） イベント分電盤、散水栓
南プラザ	137.1㎡ イベント分電盤、散水栓
水辺テラス	215.7㎡ れんが敷き
水辺プラザ	165.2㎡ 芝生
イメージ	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>北プラザ</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>南プラザ</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>キッチンカー（イメージ）</p>  </div> </div>

展示スペース	
A（1階北側）	アトリウム使用時のみ申し込み可能 幅 18m×奥行 2.9m 計 52.0㎡ 高さ 4m ピクチャーレール、展示パネル、展示台等の設置可能
B（1階南側）	1週間単位での貸出（水曜設営～火曜撤去） コの字型 （正面）幅 4.2m×奥行 1.6m （両側面）幅 4.5m×奥行 50cm 計 11.2㎡ 高さ 4m ピクチャーレール、正面のみ展示台等の設置可能
イメージ	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>展示スペースA イメージ</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>展示スペースB イメージ</p>  </div> </div>

3. 利用申し込み

1) ご利用までの流れ



最終打合せ

事前打合せからの変更事項などがある場合、横浜市役所アトリウム運営事務室が必要と判断した場合には、最終打合せを実施いたします

必要書類の提出

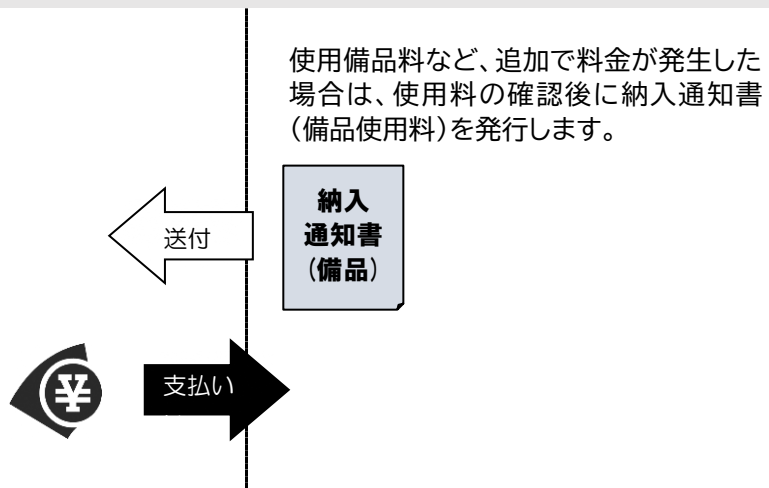
インフォメーションなど庁舎内で共有するための「イベント開催情報」や「備品使用申込書」等の必要書類をご提出ください。
各書類は横浜市役所アトリウム運営事務室より送付いたしますので、**ご使用日の1週間前まで**にご提出ください。

ご希望により、イベント告知のためのサイネージがご利用いただけます。ご希望の際はポスターデータをご用意ください。(P13 「7. 催物案内」参照)

※横浜市の主催・共催事業については、事前に文化観光局とデザイン協議が必要となります。

備品使用料の支払い

納入通知書に記載の支払い期日(発行日から14日)までに備品使用料をお振込みください。



(※1) 受付開始日

- アトリウムを使用する場合(一次):使用日の14カ月前の1日より10日まで受付(市において利用調整)
- アトリウムを使用する場合(二次):使用日の12カ月前の1日より順次受付(先着順)
使用日の2か月前の1日で受付を終了
- アトリウムを使用しない場合(北プラザ・南プラザ・水辺テラス・水辺プラザ、展示スペースB)
: 使用開始日6ヶ月前より順次受付
使用日の2か月前の1日で受付を終了

使用月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
一次受付 (ご使用日14カ月前の月の1~10日)	前年2月	前年3月	前年4月	前年5月	前年6月	前年7月	前年8月	前年9月	前年10月	前年11月	前年12月	前年1月
二次受付 (ご使用日12カ月前の月の1日より先着)	前年4月	前年5月	前年6月	前年7月	前年8月	前年9月	前年10月	前年11月	前年12月	前年1月	前年2月	前年3月

(*2) 使用料の減免

営利行為「無」の場合	許可申請種別	使用料	備品料金
<ul style="list-style-type: none"> 横浜市が単独で主催者の場合 	行為許可申請	—	—
<ul style="list-style-type: none"> 横浜市が他の団体と共同で主催者となる場合 横浜市が主催者で共催に他の団体がある場合 横浜市が共催者の場合 	目的外使用許可申請	全額免除	半額減免
<ul style="list-style-type: none"> 横浜市が後援の場合 横浜市が実行委員会の構成員の場合 その他 		半額減免	減免なし

営利行為「有」の場合	許可申請種別	使用料	備品料金
<ul style="list-style-type: none"> 横浜市が主催者の場合 横浜市が他の団体と共同で主催者となる場合 横浜市が共催者の場合 	目的外使用許可申請	全額免除	半額減免
<ul style="list-style-type: none"> 横浜市が後援の場合 横浜市が実行委員会の構成員の場合 その他 		減免なし	減免なし

※営業行為とは、チケットの販売、物販、募金等を指します。

※営業行為がある場合は原則目的外使用許可にて申請してください。

※別途、使用時間（6時間以下の場合適用）による使用料の減免があります。

詳細は「横浜市役所アトリウム等 使用料 料金表」をご確認ください。

2) 利用計画の打合せ

本申請の期限（使用日の2ヵ月前）までに、当施設担当者と施設利用にあたって催事内容やタイムスケジュール、会場レイアウトなどの打合せを行ってください。タイムスケジュール、会場レイアウトは市庁舎内で共有する必要がありますので、変更が生じた場合は都度ご連絡いただき、必要に応じて打ち合わせを行ってください。

打合せ事項	内容	書類関係
催物開催計画（企画書）	催事内容、タイムスケジュール、来場者区分	実施計画書・運営マニュアル（※）
イベント運営組織体系について	運営及びテクニカル（舞台・音響・照明・映像）の体制 当施設への発注の有無	組織図・運営マニュアル（※）
施設利用計画（会場レイアウト）	各種図面の確認 避難動線等安全管理等	図面（※）
関係機関への提出書類の確認	消防署や保健所への申請の確認	会場管理計画書・催物開催届（*）
アトリウムへの提出書類の確認	イベント開催情報、使用備品の確認、搬入出計画、アトリウムHP・サイネージの掲載希望	イベント開催情報、備品使用申込書、HP・サイネージ掲載届等（☆）
搬入出	搬入方法の確認（搬入経路、時間、車両等）	車両申請
その他	取材・撮影、警備計画、清掃計画等	

（※）提出必須

（*）消防署書式、（☆）アトリウム書式

3) 技術員発注

当施設スタッフは立会い業務となります。会場設営、本番中の機材操作の人員は利用者で手配してください。施設側に人員手配を希望される場合は打合せの際に、ご相談ください。

4) 関係官公署等への届出及び申請

催事内容により関係官公署等への届出及び申請が必要となる場合があります。法令等で定められた届出事項や、利用及び計画実施に関して必要な事項については、主催者にて所定の期日までに届出等を行ってください。

① 消防署への届出等

基本レイアウト以外のレイアウトでのご使用や、物産展等**ステージイベント以外**で使用する場合は消防署への届け出が必要になります。必要書類は施設担当者へ確認の上、ご使用日の1ヵ月前までに中消防署へご相談下さい。

なお、消防署へ提出の際は、主催者印の押された正本、副本、当施設控えの計3部をご用意の上、消防署受理後1部を当施設へご提出ください。

② その他関係機関への届出等

消防署以外の関係機関への届出等については、必要の有無及び届出方法について、当施設担当者までご相談ください。なお、許可書等の写し等を後日当施設へご提出ください。

届出・申請・協議内容	関係機関	所在地	電話番号
催物開催届、露店等開設届、一時使用届など	横浜市中消防署 予防課予防係	横浜市中区 山吹町2番地2	045- 251-0119
試飲試食等の許可申請	横浜市保健所 中福祉保健センター 生活衛生課 食品衛生係	横浜市中区 日本大通35 中区役所別館4階	045- 224-8337
音楽著作権使用許諾申込書	JASRAC 横浜支部	横浜市中区 本町1-3 綜通横浜ビル4階	045- 662-6551

4. 運営管理責任

当施設の使用にあたり、使用者には次の事項について運営管理責任が生じます。

1) 安全な催事の催行

- ① 主催者は法令及び横浜市庁舎管理規則、横浜市役所アトリウム等使用要綱、市庁舎管理規程などの当施設利用規程を遵守すると共に、主催者が作成し、当施設が承認の上、消防署等に提出した「催物開催届出書」「会場管理計画書」等に従って、安全な催事の運営・管理を行ってください。
- ② 前述①の通り、主催者は催事関係者のみならず来場者に対しても、法令及び当施設利用規程を遵守するよう周知徹底し、安全な催事の運営・管理を行ってください。
- ③ 主催者は、必要な業務を適切に遂行できる地位にある者を「会場管理責任者」として選任してください。会場管理責任者は、原則、防火管理者の兼任とします。会場管理責任者は利用期間中常駐し、会場及び催事全般について利用施設及び催事の管理を行ってください。
- ④ 主催者は、利用期間中の利用施設の管理、来場者の整理・案内、盗難・火災・事故の防止、急病・けが人発生時の対応等に対して、必要な対策を講じ適切に対応してください。また利用施設につながる区画においても、主催者の責任で当該催事来場者の整理・案内、急病・けが人発生時の対応を行ってください。
- ⑤ 複数の催事開催により、会場混雑が予想される場合は、他催事的主催者と相互にご協力いただきますようお願いいたします。搬入計画立案に当たっては、当施設担当者には必ず事前にご相談ください。
- ⑥ 当施設側に重大な過失が無い限り、利用期間中（準備・撤去期間を含む）に利用施設内において発生した事故等については、主催者・催事関係者のみならず来場者の行為に起因する事であっても、すべて主催者に責任を負っていただきます。
- ⑦ 災害や事故などに備え、施設ご利用前に避難動線・避難口・避難誘導方法・消火器の位置などをあらかじめご確認ください。
- ⑧ 災害発生の際は、主催者は「会場管理計画書」に基づいて「消防隊」を組織し、当施設自衛消防隊長の指揮下で当施設自衛消防隊と連携して活動してください。
- ⑨ 万一来場者に備え、必要な保険に加入されることをお勧めします。
- ⑩ その他、ご利用に際しては当施設担当者にご相談の上、その指示に従ってください。

2) 原状復帰

ご使用後は、施設使用終了時間までに撤去・搬出・清掃を行い、原状復帰を行ってください。

3) 損害賠償及び免責

- ① 損害賠償
施設内外の建造物・設備・備品、その他を毀損、汚損、紛失させた場合、利用者は速やかに当施設にご連絡ください。
利用者（参加者・関係者を含む）に起因する損害については、利用者に賠償していただきます。その他、当施設の利用規則に違反した場合、損害賠償を請求することがあります。
- ② 免責
施設利用に伴う人身事故及び物品・展示品等の盗難・破損事故などの全ての事故については、当施設に重大な過失が無い限り、当施設は一切の責任を負いません。

5. 禁止・制限行為

1) 火災予防上の禁止・制限行為

施設内は、横浜市火災予防条例により次の事項が禁止されています。

- ① 裸火の使用
- ② 危険物品及び指定可燃物の持ち込み（油性スモークの使用等も含む）
- ③ 喫煙
- ④ 防災上支障を生じる造作工事

2) 市庁舎低層部の定める禁止・制限行為

以下の項目に該当する場合は、仮予約や使用許可の取り消し、又は催事を中止させていただく場合もありますのでご了承ください。その結果、使用者にいかなる損害が生じる場合があっても当施設は一切の責任を負いません。また、ご入金済みの使用料等については返還いたしません（⑧を除く）。予定される付帯料金等についても請求させていただくことがございます。

- ① 仮予約申込書や、許可申請書の記載事項（使用者、使用目的、使用内容等）や、その添付資料の提出内容が実際とは異なるとき。
- ② 指定日までに使用料や備品貸出料のお支払いがないとき。
- ③ 当施設の使用権の全部又は一部を第三者に譲渡若しくは転貸し、又は担保の用に供したとき。
- ④ 横浜市庁舎管理規則、横浜市役所アトリウム等使用要綱、市庁舎管理規程などの当施設利用規程、その他当施設が定める条件違反したとき。又は、これらに基づく当施設担当者の指示に従わなかったとき。

なお、横浜市庁舎管理規則においては、以下の行為が禁止されています。

禁止行為	(1) 示威又はけん騒にわたる行為をすること。 (2) 著しく粗野若しくは乱暴な行為又は嫌悪の念を抱かせるような行為をすること。 (3) 庁舎を傷つけ、もしくは汚し、又はみだりに原状を変更すること。 (4) 爆発又は引火のおそれのある物件の付近で火気を取り扱うこと。 (5) 通行の妨害となる行為をすること。 (6) 危険のおそれのある行為をすること。 (7) 立入禁止区域に立ち入ること。 (8) 職員に面会を強要すること。 (9) 前各号のほか、庁舎の保全若しくは秩序の維持に支障を来たし、又は公務の円滑な執行を妨げる行為をすること
------	--

- ⑤ 関係官公庁より中止命令が出たとき。
- ⑥ 「市庁舎の公共性、公益性、中立性」に反するおそれがあるとき。
例えば、以下の場合が該当します。
 - ・当該利用が市庁舎の使用として社会通念上不適当な場合
 - ・特定の個人、団体、企業の活動を行政の中立性を阻害して不当に支援することとなる場合
 - ・暴力団の活用を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる場合
 - ・その他、使用させることにより市庁舎の公共性、公益性、中立性に反するおそれがある場合
 - ・イベントの内容が政治、宗教活動等に関係するとき。
 - ・公の秩序、善良な風俗を害したり、法律に違反するおそれがあるとき。

- ⑦ 全館利用者に対して迷惑がかかるとき（強引な勧誘、一般動線の阻害など）。
- ⑧ 横浜市において、公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき。
- ⑨ その他、当施設が予約の取り消し又は使用の中止が必要と判断したとき。
- ⑩ その他管理運営上支障のあるとき、又は支障が予測されるとき。

3) 音の制限

当施設は複合施設です。大音量を伴うイベントや、大きな音を伴う施工行為については、事前の相談が必要です。

- ・ 開庁時間内にマイクや電子楽器を伴う演奏、太鼓の演奏など、大きな音が発生する演出は、時間の制限を設ける場合がございます。
- ・ 屋外では、横浜市の条例により日中 65db、夜間（18 時～23 時）60db を制限値とします。
- ・ 展示スペースでは、マイクなど拡声装置はご使用いただけません。

4) 喫煙について

アトリウムをはじめ、庁舎内は禁煙です。市庁舎内に喫煙所はございません。

消防署の指導により、催事前や催事中などに『当アトリウム内は禁煙となっております。』といった禁煙のアナウンスを行ってください。

5) 熱を発生する器具について

電熱器など熱や赤外線を発生するものは放水銃の感知器が反応する恐れがありますので、お持ち込みの際は必ず事前に申告してください。

6) 水物の取り扱い

アトリウムの床には空調用のスリットやフロアコンセントが埋設されている箇所がございます。水物を取り扱う際は、当施設運営者にご相談の上、必ず養生を敷いてください。給排水については、所定の SK をご利用ください。

7) 車両の乗り入れ

アトリウム内に車両を乗り入れることはできません。但し、展示目的で車両を引き入れる場合は、点字ブロックや空調用のスリットにコンパネ等による養生を行った上で、手押しで行ってください。詳しくは、当施設運営者にご相談ください。

6. 施設の使用開始・使用終了

1) 使用の開始

① 使用開始手続き

- ・ 運営事務室にて会場管理責任者の方に「横浜市役所アトリウム等入退館受付票」を記入して頂きます。
- ・ 会場管理責任者の方にセキュリティカード等を貸出します。
- ・ 使用手続き前の搬入、作業は出来ません。

② 「スタッフ証」の携帯

- ・ 催物関係者はスタッフ証の携帯等、関係者であることが判別できるようにしてください。

③ 設備運転

- ・ 一般照明、空調等の設備運転については、当施設担当者にご相談ください。
- ・ 昇降ステージや昇降ボタン、ピアノの移動などの作業は、原則運営者が行いますので、ご希望の際は、当施設のスタッフに申し出てください。

④ 備品の貸出

- ・ 倉庫にて備品の貸出を行います。運搬、設置は利用者で行ってください。
- ・ 施設側での会場設営をご希望の場合は有料にて承ります。事前の打合せの際にご相談ください。

2) 使用期間中

① 運営管理責任

- ・ 利用施設内において発生した事故等については、主催者のみならず催物関係者や来場者の行為であっても、主催者に責任が生じますので、事故防止には万全を期してください。
- ・ 当施設では使用前、使用期間中問わず、催物に関する問い合わせ及び関係者への電話の取次は一切お受けできません。主催者側でご対応ください。

② 複数日ご利用の場合

- ・ 期間中、貸出したセキュリティカード等は主催者の責任において管理してください。セキュリティカード等は、一日ごと使用終了後に運営事務室に返却してください。翌日の使用開始時に再度運営事務室でお受け取りください。
- ・ セキュリティカード等を紛失又は破損した場合は、直ちに当施設担当者までご連絡ください。修理・再発行等の費用を実費で申し受けます。
- ・ 当施設は会場を完全に施錠することはできません。残置物等の管理については、当施設運営者に相談の上、主催者側の責任において行ってください。貸出区画に設置及び留置している荷物や造作物について、当施設は一切の責任を負いかねます。また、安全上警備員の配置が望ましいと当施設運営者が判断した場合は、警備員の配置をお願いする場合がございます。

3) 使用の終了

① 現状復帰

- ・ 施設使用終了時間までに撤去・搬出・清掃を行い、原状復帰を行ってください。
- ・ 備品は清掃した上で返却してください。特に机の汚れ、べた付きは必ず拭き取ってから返却してください。

② 使用終了手続き

- ・ 全ての作業が終了しましたら、当施設担当者の立ち会いのもと施設の原状復帰・残置物確認をいたします。
- ・ 原状復帰の確認後、セキュリティカード等の返却及び「横浜市役所アトリウム等入退館受付票」への記入をもって施設使用の終了とします。

4) 忘れ物・落とし物

- ・ 忘れ物・落とし物を発見した場合は、その日の催事終了までは主催者にて保管・管理をしてください。1日ごと催事終了時に当施設担当者にお渡しください。ビル管理会社へ届出を行います。
- ・ 共用部分での落とし物は、2F防災センターに届出てください。
- ・ 催事終了後や届出後の照会は2F防災センターへご連絡ください。

5) 警備

主催者側で雑踏事故・盗難等の事故防止に万全を期してください。予測を超える来場者があった場合など、主催者の責任において対応をお願いします。

① 警備・誘導スタッフの配置

設営・撤去を含む使用期間中に混雑が予想される場合や、搬入出車輛の管理や来場者待機列の整理、出演者の送迎などには、担当スタッフを配置してください。必要な場合は警備会社への委託を主催者の責任において手配してください。

② 警備員の手配

催事の内容や、次のようなケースにおいて、警備員の配置をお願いする場合があります。その場合は、当施設指定の警備会社を利用し、施設の使用開始までに契約、支払いを済ませてください。なお、ご発注にあたってはアトリウム運営事務室にご相談ください。

- ・ 使用期間中、夜間など主催者が不在となる際に展示物や造作物など残置物の保護が必要な場合や安全上警備員の配置が望ましい場合
- ・ 北プラザから車両を伴う搬入出や設営撤去に際して、当施設運営者が警備員の配置が必要だと判断した場合
- ・ 本番利用に際して、多数の来場者が予想される場合に、主催者の警備・誘導スタッフだけでは適切でないと当施設運営者が判断した場合

6) 清掃と廃棄物処理

設営・撤去を含む使用期間中における使用施設内(付帯施設を含む)の清掃及び廃棄物処理は、主催者の責任と費用負担で行ってください。施設・設備・備品等を毀損、汚損又は紛失した場合には、原状復帰又は賠償義務が生じます。

① 廃棄物

控室等を含む使用施設内で発生した廃棄物については全てお持ち帰りください。また、マルシェ等の飲食を伴うイベントについては、事前に清掃計画をご提出頂きます。

② ゴミ箱について

市庁舎内にはゴミ箱がございません。配布物や物販等でゴミの発生が予想される場合は、必ずゴミ箱を設置してください。また、発生したゴミは主催者の責任においてお持ち帰りください。

③ 特別清掃

利用内容、利用状況により特殊清掃をお願いする場合がございます。その際の清掃会社は指定させていただき、当該清掃会社との契約や支払い等を完了していただきます。飲食を伴う催事等の開催については、事前に当施設担当者にご相談下さい。

7. 催物案内

1) WEB

横浜市役所アトリウムホームページにイベント情報が掲載されます。掲載希望する情報について、「WEB 掲載申請書」をご提出ください。

なお、写真等の掲載を希望しない場合でも、催事名や日時等の情報は掲載されます。

2) デジタルサイネージ

- ・ 月間カレンダーとして開催日、催事名を記載させていただきます。
- ・ 横浜市役所アトリウムのイベント告知用のサイネージがご利用いただけます。個別でイベント情報を掲出希望の場合は、横 1080 ピクセル×1920 ピクセル内のポスターデータを JPEG 形式にてご用意ください。ポスターデータを用意できない場合は、テンプレートもご用意しておりますので、ご希望の際は相談ください。

(設置場所：B2F 馬車道駅エスカレーター脇、1F アトリウム内、2F プレゼンテーションルーム前、2F さくらみらい橋側入口付近)

- ・ 横浜市の主催・共催事業は事前に文化観光局とデザイン協議を行ってください。

3) その他

ご利用期間中、貸出エリア内であれば、お持ち込みのノボリや、ポスターケース・イーゼルなどの設置が可能です。

4) SNS

横浜市役所アトリウムが管理する SNS にイベントの様子や事前告知を掲載する場合がございます。望まない場合は事前にお知らせください。

8. インターネット環境

有料のイベント専用のインターネット回線（フレッツ光ネクスト・最大 1Gbps）を用意しております。利用を希望される場合は事前にご相談ください。なお、ご利用環境（端末機器の仕様等）や回線混雑状況等によりスピードは低下する場合がございます。

9. 撮影・中継

1) 報道・中継

催物に対し報道機関の取材が入る場合や TV・ラジオ等の収録・中継が行われる場合には、事前に当施設担当者にご相談ください。

2) 撮影

イベントの開催にあたり、建物外観やご使用の施設以外の共用部分において撮影される場合は、事前に申請していただく場合がありますので、必ずご相談ください。無断での撮影はおやめください。

10. 搬入・搬出

1) 事前申請について

搬入出を行う場合は事前申請が必要です。開庁時間内は担当の所管課より管理課へ荷捌きの利用申請を行ってください。(先着順で、ご利用日1週間前まで受付)

閉庁時間に荷捌きを利用する場合や北プラザへ車両の乗り入れを行う場合は、ご利用日1週間前までにアトリウム運営事務室に車両情報を提出してください。

2) 搬入出の注意事項 (B2階：搬入口)

- ・ **入庫可能な車両サイズは高さ3.2m未満(2t車程度)**となります。
- ・ 搬入車両のダッシュボードに許可証を必ず掲示してください。
- ・ 入庫の際は市庁舎の警備員の指示に従って下さい。
- ・ 搬入口付近には、車両は待機できません。滞留することなく速やかに入場してください。
- ・ 入庫の際はセキュリティバーの手前にあるインターホンを鳴らし、ビル管理会社の許可を得て入庫してください。
- ・ 使用できる駐車場(車室)は、駐車場管理者側で指定いたします。駐車中はエンジンを切り、指定されたスペース内で作業を行ってください。
- ・ B2階受付において入館手続きを行い、セキュリティカードの貸与を受け、指示されたエレベーターを使用して利用場所まで搬入出をしてください。尚、セキュリティカードは、退場の都度、返却が必要です
- ・ 車両の留め置きは禁止です。荷降ろし等の作業を完了後、速やかに車両を移動してください。
- ・ 搬入出前に扉や曲がり角、施設内の「視覚障害者誘導用ブロック」(点字ブロック)上など、必要に応じて養生を行ってください。尚、養生用部材は主催者にてご用意ください。
- ・ バックヤード等の天井の低い場所に煙感知器、スプリンクラー等の防火・消火設備が設置されていますので、搬入出による破損にご注意ください。

3) 駐車場 (B1階：一般駐車場)

- ・ 主催者は、B1階の市庁舎駐車場が3台まで無料(減免)となります。B2階での搬入後の車両や関係者の駐車場としてご利用ください。
- ・ 手持ちで運べるような少量の荷物であれば一般駐車場から直接搬入も可能です。
- ・ やむを得ず、台車を使うような大型の荷物を一般駐車場から搬入出される場合は、アトリウム事務室で入館手続き後、セキュリティカードを受け取ってから②⑤②⑥エレベーターを使用して作業を開始してください。
- ・ 入庫可能な車両サイズは**高さ2.1m未満**となります。

4) 北プラザからの特別搬入出について

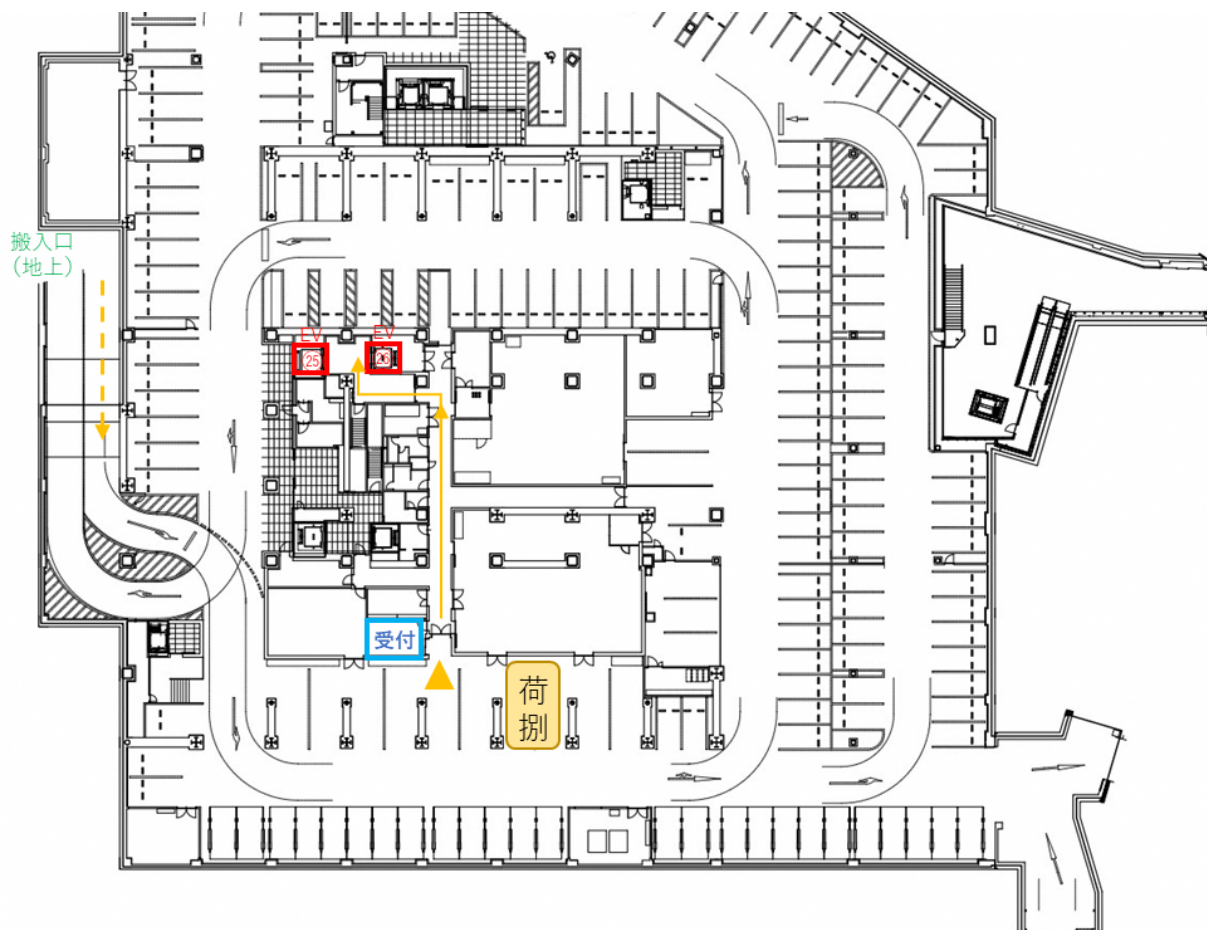
打合せの内容を踏まえ、物量や搬入出時間を鑑み、当施設運営者より北プラザからの搬入出をお願いする場合がございます。その場合は、北プラザの使用許可申請書のご提出が必要となります。又、所定の施設使用料を申し受けるほか、場合によっては警備員の配置を行っていただきます。

5) 搬入経路・エレベーターサイズ

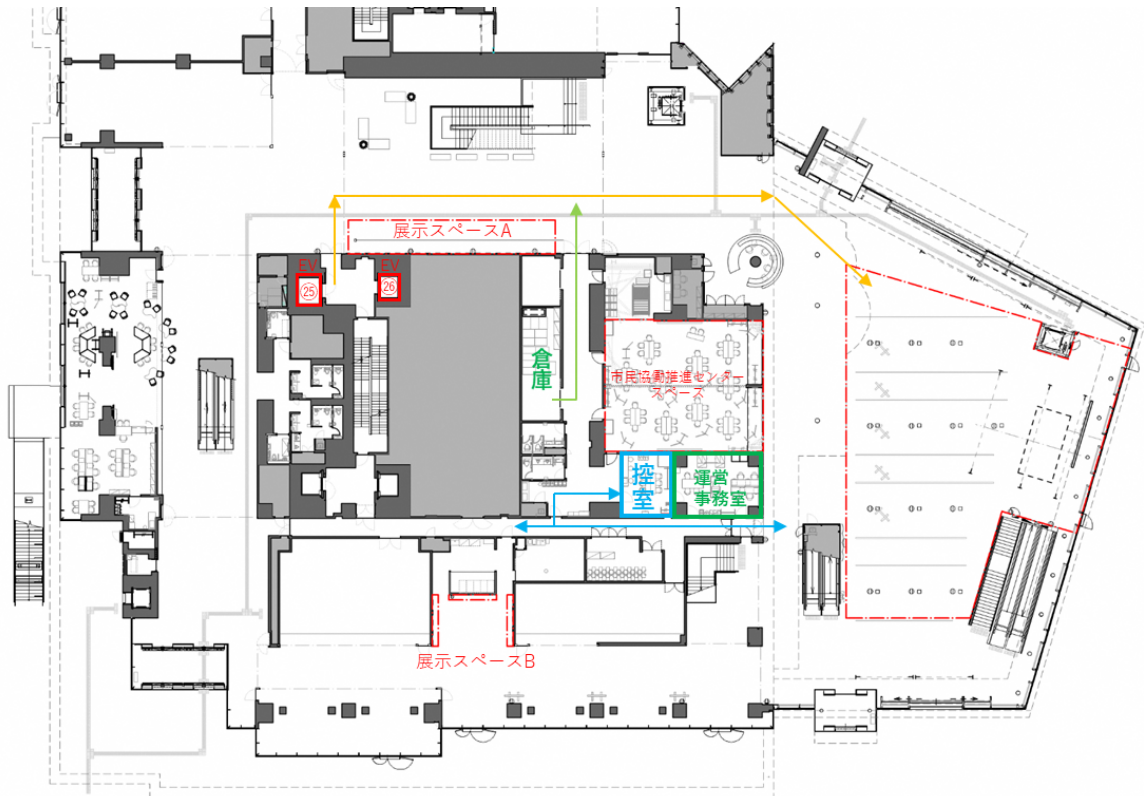
搬入口（みなとみらい大通りから左折。入口は一般駐車場と共通）



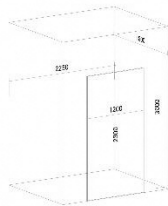
B2F 荷捌き



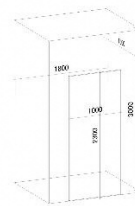
1F アトリウム



	仕様
エレベーター 25号機	積載重量 2,000 kg、定員 30 名、2 枚戸中央開き 出入口寸法：幅 1,200mm、高さ 2,300mm カゴ寸法：幅 2,250mm、奥行き 1,800mm、高さ 3,000mm
エレベーター 26号機	積載重量 1,150 kg、定員 17 名、2 枚戸中央開き 出入口寸法：幅 1,000mm、高さ 2,300mm カゴ寸法：幅 1,800mm、奥行き 1,500mm、高さ 3,000mm



25号機



26号機

6) 発送物について

荷物の事前発送は保管スペース、管理責任の観点からお断りいたします。相談なく送られた荷物については受取拒否をする場合がございます。

また、催事終了後の荷物の発送については主催者に於いて手配をしてください。

7) 祝花・楽屋花・贈答花について

原則、祝花・楽屋花は禁止とします。贈り主様にもご理解いただくようご協力ください。

11. 防火・防災及び事故等の防止について

事前に避難経路を確認してください。避難経路に関しては、主催者にて十分な幅員を確保し、障害物等を置かないように気を付けてください。

運営者とともに、主催者でも、利用者の避難誘導に当たっていただきますので、消防計画に沿って、必要人数を想定し、担当者を選定してください。

1) 地震の発生

- ・ 催事中でもあっても非常時には会場内に非常放送が自動的に流れます。
- ・ 非常放送に従い、催事を中断し、身の安全を確保してください。
- ・ 避難の際は、非常放送の指示に従い、来場者の避難誘導を行ってください。

2) 火災の発生

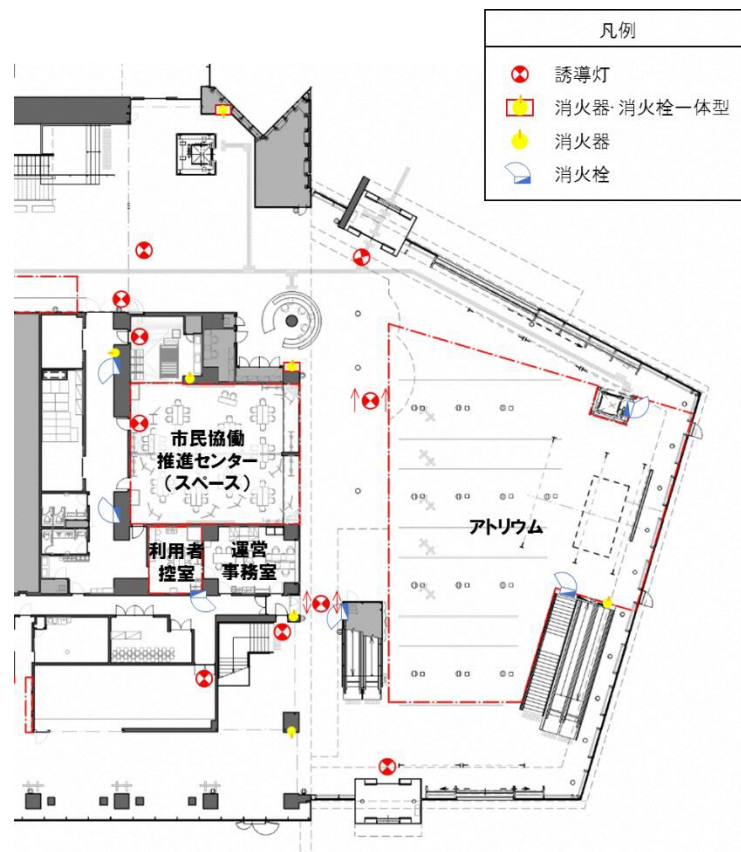
- ・ 事前に消火器・消火栓の位置をご確認ください。
- ・ 火災発生時は初期消火体制をとるとともに、ただちに運営者へ連絡してください。発見時、延焼拡大の傾向が強い場合には、119番通報ののち、運営者へご連絡ください。
- ・ 初期消火で火が消えない場合は、速やかに避難誘導を行ってください。
- ・ 館内の他箇所でも火災が発生した場合、非常放送が流れる場合があります。その場合は、一旦催事を中断し、速やかに非常放送の指示に従ってください。

3) 事故等の発生

- ・ 事故又は、不審者・不審物を発見したときは、ただちに運営者へ連絡してください。必要に応じ、110番・119番通報をしてください。

4) 病人・負傷者の発生

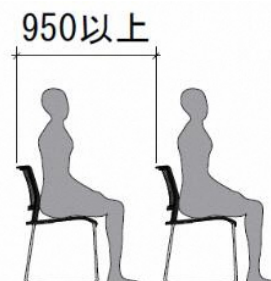
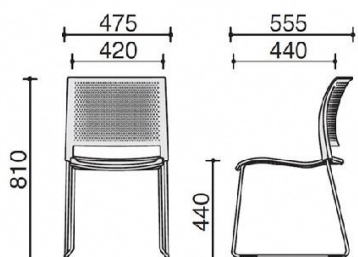
- ・ 事前に救護用スペースの想定を行ってください。
- ・ 急病人が発生した場合は、運営者に連絡してください。防災センターより警備員が急行します。重篤な場合は、直接119番へ通報をしたのち、運営者へ連絡してください。
- ・ 1階インフォメーション（アトリウム北西）にAED（自動体外式除細動器）の用意があります。



12. レイアウト作成にあたって

1) イス

- ・ 横浜市火災予防条例により、**イスの横連結**をお願いします。
- ・ 図面を作成の際は、当施設のスタッキングチェアをご利用の場合はイスのサイズを W487×D555 でプロットしてください。連結ピッチは 487 mm となります。



- ・ 定員は 300 名です。客席は 1 階にのみ設置できます。

2) 幅員

- ・ 縦通路の幅員は 800 mm を確保してください。
- ・ 椅子の前後の席間（背と背）は 950 mm 以上を推奨します。（最短 905 mm）
- ・ 椅子の横列は連結して 8 席迄並べられます。前後の席間を広げるにより最大 20 席迄並べられます。
- ・ テーブルを並べるときは、テーブル前後の間隔を 1000 mm 以上確保してください。

3) 避難導線

- ・ 横浜市の火災予防条例に従い、避難動線を十分に確保してください。
- ・ アトリウムには放水銃やスプリンクラーの散水設備、各種感知器が設置されています。そのため、散水や赤外線感知などの障害となる設営はできません。事前に当施設運営者にご相談ください
- ・ パネルやセットなどの設置により、避難誘導灯が隠れてしまう場合は消防署へ必ず相談のうえ、仮設の避難誘導灯の設置などをお願いします。尚、仮設の避難誘導灯は内照式の物に限ります。
- ・ 消火栓、消火器、消防設備周辺及び点検口付近は、展示物及び装飾物で遮蔽しないでください。

13. 施工時の注意事項

1) 諸注意

- ・ 作業を行う際には、作業場所に養生をしてください。汚してしまった場合にはすぐに拭き取ってください。
- ・ ビス、釘などが落ちていたら床の破損の原因になりますので、こまめに拾ってください。
- ・ 床、壁、バトン、ステージ等でのガムテープや粘着力の強い両面テープ等の使用は禁止です。養生テープや弱粘性テープを使用し、剥がす際にも十分注意してください。
- ・ 壁面へのパネル等資材の立て掛けはやめてください。
- ・ 鉄骨や一点に荷重がかかるような足場、重量展示物を設置及び移動する際は床面が傷つかないように養生をしてください。
- ・ 施設内の床、天井、梁、壁、扉、可動間仕切、サッシ、ガラス、配線類、照明器具、盤類、備品等への直接工作はできません。
- ・ 持込の機材、空ケース等の置き場所や休憩場所として倉庫内を使用することは出来ません。

2) 高所作業(脚立・イントレ・高所作業台)

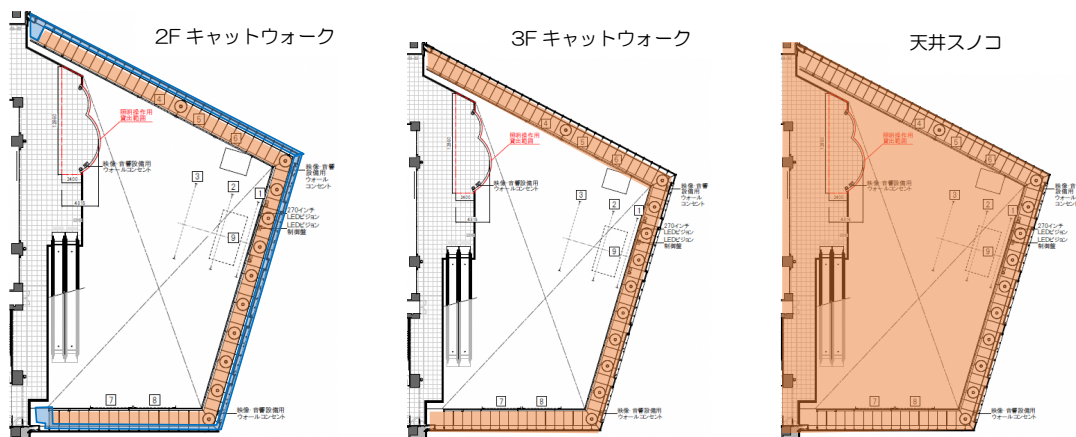
- ・ 脚立など高所で作業を行う場合は、必ずヘルメットを着用してください。キャットウォークでの作業の際は安全帯も着用してください。
- ・ イントレや高所作業台を持ち込んで作業する場合は、必要に応じて作業場所周辺にカラーコーンを設置してください。
- ・ 高所作業台を移動する際は、作業床(カゴ)を下ろした状態で移動してください。

3) キャットウォーク等への立ち入り及び作業者の制限

キャットウォーク等への立ち入り及び高所作業は、専門業者(フルハーネス型墜落防止用器具使用作業特別教育を修了等)に限らせていただきます。

(対象箇所) 下図の茶色地部分

- ・ 2階キャットウォーク手すり外側への進入及び作業
- ・ 3階キャットウォーク進入及び作業
- ・ アトリウム天井スノコエリア



4) 耐荷重

- 各エリアの耐荷重は以下の通りです。重量物を置く際は、一点に加重がかからないようにアクリル板やベニヤ等で重量を分散してください。

アトリウム	展示スペース	北プラザ	南プラザ
500kg/m ²	350kg/m ²	550kg/m ²	350kg/m ²

5) 作業の制限

以下の作業はできません。

- ハツリ、掘削、ガス溶断
- コンクリート釘、ドライビット鉋等の打ち込み
- ペンキ等塗料の直接塗装
- 接着剤を塗布した貼り付け
- ガムテープや粘着性の強い両面テープの使用
- カッターナイフを直接あてた作業
- 看板等の支持物としての利用
- その他、施設・設備を破損・汚損する恐れのある資材・設備の使用及び作業

1 4. 防災対象物品

使用資材は、不燃性、準不燃性、難燃性、防火性を有する素材を使用してください。特に、カーペット・カーテン、布製装飾物及び展示用ベニヤ板等は防火物品を使用してください。不特定多数の人が出入りする施設・建築物で使用されるカーテン、じゅうたんや、工事現場に掛けられている工事用シート、劇場等で使用される舞台幕等も、「防火物品」の使用を義務付けられています。

防火対象物品一覧

(1)消防法第8条の3第1項、法令第4条の3第3項の防火対象物品には次のものが含まれるものであること。

- ア 仕切りに用いられる布製のアコーディオンドア、衝立て
- イ 室内装飾のために壁を沿って下げられている布製のもの
- ウ 布製ののれん、装飾幕、紅白幕等で、下げ丈がおおむね1m以上のもの
- エ 映写用スクリーン(劇場、映画館等で使用されているもの)
- オ 展示会場で用いられる合板で、台、バックスクリーン、仕切り用等に使用されるもの
- カ 店舗部分で、商品の陳列棚としてではなく、天井から下げられた状態又はパネル等として使用される合板
- キ 屋外の観覧席、通路等の部分に敷かれているじゅうたん等
- ク 人工芝
- ケ 試着室に使用される目隠し布
- コ 昇降機(エレベータ)床・壁の内面保護等のための敷物等(2㎡を超えるもの)

(2) 次の床敷物等は、防災対象物品に含まれないものであること。

ア 大きさが 2 m²以下のじゅうたん等

イ 特例基準第 2 条、2 方向避難開放型住宅に住戸用自動火災報知設備を設置した共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例について(昭和 62 年 9 月 22 日予第 1116 号予防部長依命通達)別記 2、1 及び共同住宅等特例基準(第 253 号)別記第 4 に適合する共同住宅の住戸部分に使用されるじゅうたん等

ウ 接着剤等で床に貼られ、床と一体になっている合成樹脂製床シート及びプラスチックタイル
工 畳

オ じゅうたん等の下敷にクッション材として使用されているアンダーレイ、アンダークッション、アンダーフェルト等

カ 屋外の観覧席のグラウンド、フィールド等に敷かれているじゅうたん等

キ プラスチック製ブラインド、木製ブラインド

ク 外壁に沿って垂れ下がっている広告幕

ケ 独立したさお等に掲げる旗

(3) 防災表示と防災ラベルについて

当施設にて使用可能な防災物品は日本防災協会(JFRA)が交付している防災ラベルを規則どおりに正しく表示することが必要となります。防災ラベルには、カーテン、じゅうたん、パネル等の完成品に付けられる「物品ラベル」と、加工される直前のカーテン、じゅうたん、パネル等の材料(原反)に付けられる「材料ラベル」とがあります。



横浜市役所アトリウム運営事務室(平日 8:45~17:15)

住 所: 横浜市中区本町 6-50-10 横浜市役所 1F アトリウム内

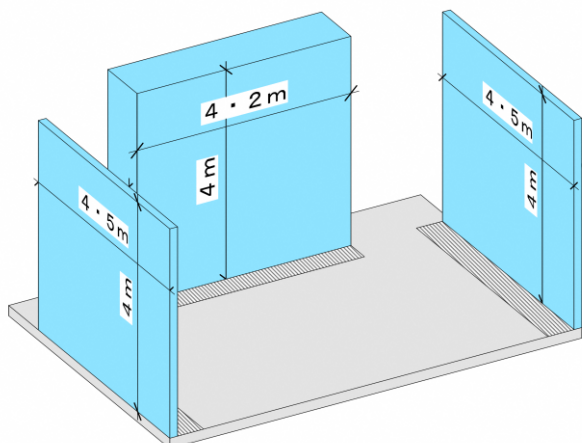
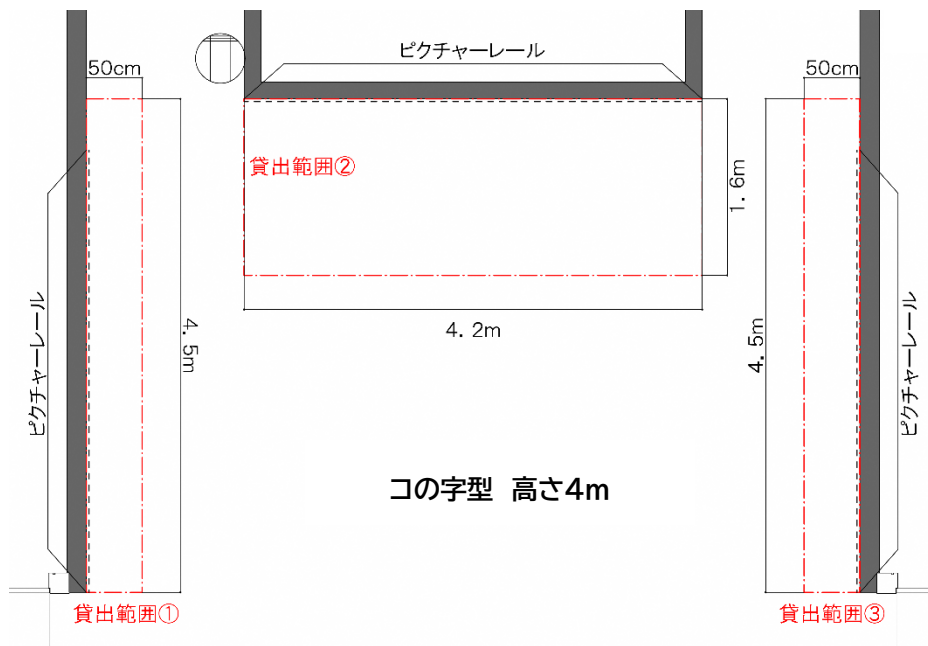
電 話: (予約・お問合せ) 045-671-3867

(夜間・土日のイベント開催時) 080-3485-3184

MAIL: info@atrium.city.yokohama.lg.jp



貸出範囲・設備



設備

- ・ピクチャーレール… 正面4.2m 側面4m 耐荷重30kg/m
- ・レールフック・ハンガー・ワイヤーセット(3m)… 計18個
- ・電源… 15A 平行コンセント2口(有料)
- ・照明… なし
- ・映像… 65インチデジタルサイネージ(有料オプション)

ご利用にあたっての注意点

【展示について】

- ・1週間単位での貸出となります。主に写真展や絵画展としてご利用いただけます。
- ・展示に際しては、設営業者に作業を委託することをお勧め致します。また、デザイン調整を管理者よりお願いする場合がございます。
- ・展示方法は、ピクチャーレールによる壁掛け式となります。利用者の手配で貸出範囲内にパネル等を建て込み、展示や装飾をすることも可能です。
- ・オプションにて 65 インチデジタルサイネージ(1920×1080px)をご利用いただけます。

【設営撤去について】

- ・搬入出を行う場合は事前申請が必要です。開庁時間内は担当の所管課より管理課へ荷捌きの利用申請を行ってください。閉庁時間中に荷捌きの使用を希望される場合は、アトリウム運営事務室にご相談ください。
- ・手持ちで運べるような少量の荷物であれば、B1F 一般駐車場からの直接搬入も可能です。やむを得ず、台車を使用するような大型の荷物を運ぶ場合は、アトリウム運営事務室にて搬入出用セキュリティーカードを借り受け、搬入用エレベーターを使用してください。
- ・作業は安全の確保を十分にした上で行ってください。付近は来庁者の往来がありますので、チェーンパーテーション等で作業エリアを確保した上で作業を行ってください。その際、ATM コーナー、授乳スペースへの動線確保をお願い致します。
- ・ピクチャーレールは高さ4mの位置にあります。脚立を使用するなど2メートルを超す高さでの作業の際には必ずヘルメットを着用してください。
- ・作業を行う際には、作業場所に養生を施し、汚してしまった場合にはすぐに拭き取ってください。
- ・壁、天井、備品等への貼り付け、釘打ちなどの直接作業はできません。

【管理について】

- ・展示期間中、作品の管理責任(展示物のズレ、落下等含む)は使用者にて行ってください。

【原状復帰について】

- ・ご使用後は、貸出期間終了時間までに撤去・搬出・清掃を行い、原状復帰を行ってください。
- ・ゴミや資材等はお持ち帰りください。

お申し込み

- 貸出期間 **1週間単位(毎週 水曜日から火曜日 9時～21時まで)**
 ※最長2週間のお申し込みが可能です。
- 予約受付期間 **利用日6ヶ月前の1日から2ヶ月前まで**
- 申込方法 **様式1-3 仮予約申出書(展示スペースB)をご提出ください。**
 ※申出書には展示作品の詳細、展示点数などを予めご記入ください。

横浜市役所アトリウム運営事務室(平日 8:45～17:15)

電話:(予約・お問合せ)045-671-3867

MAIL: info@atrium.city.yokohama.lg.jp